

## 記入例 出産予定日より前に出産した場合

## 大同特殊鋼健康保険組合 産前産後休業取得者 申出書 / 変更(終了)届

		常務理事	事務長	統括	担当	
提出者記入欄	事業所番号	101	提出日	令和 8 年 1 月 15 日		
	事業所所在地	〒				健保受付印
	事業所名称	事業所所在地、事業所情報を記入してください。				
	事業主氏名	事業主印を押印してください。ただし電子申請する場合のみ押印は省略できます。				
	電話番号	押印省略				
社会保険労務士記載欄	氏名等	記号番号を必ず記入してください。				

●新規申出の場合は共通記載欄に必要項目を記入してください。

変更・終了の場合は、共通記載欄に産前産後休業取得時に提出いただいた内容を記入のうえ、A.変更・B.終了の必要項目を記入してください。

共通記載欄	① 被保険者番号	12345	② 個人番号 (記入不要)	被保険者の氏名・生年月日を入力してください。		
	③ 被保険者氏名	健保	花子	④ 被保険者生年月日	昭和 平成 令和	6 1 0 7 1 1
	⑤ 出産予定年月日	令和	0 8 0 6 3 0	⑥ 出産種別	単胎 多胎	※出産予定の子の人数が2人(双子)以上の場合に「多胎」を○で囲んでください。
	⑦ 産前産後休業開始年月日	令和	0 8 0 5 2 0	⑧ 産前産後休業終了予定年月日	令和	0 8 0 8 2 5
	⑨ 出生児の氏名	健保	一郎	⑩ 出産年月日	令和	0 8 0 6 1 2
⑪ 備考	以下の⑨～⑩は、この申出書を出産後に提出する場合のみ記入してください。					
A. 変更	⑫ 変更後の出産(予定)年月日	令和	0 8 0 6 1 2	⑬ 変更後の出産種別	単胎 多胎	※出産予定の子の人数が2人(双子)以上の場合に「多胎」を○で囲んでください。
	⑭ 産前産後休業開始年月日	令和	0 8 0 5 0 2	⑮ 産前産後休業終了予定年月日	令和	0 8 0 8 0 7

●予定より早く産前産後休業を終了した場合 ※必ず共通記載欄も記入してください。

B. 終了	⑯ 産前産後休業終了年月日	令和				出生児の氏名、出産日を記入してください。 変更後の出産日・産前産後休業開始年月日および終了予定年月日を記入し、当てはまる出産種別を○で囲んでください。
-------	---------------	----	--	--	--	--

- 産前産後休業期間とは、出産日以前42日(多胎妊娠の場合は98日)～出産日後56日の間に、妊娠または出産を理由として労務に従事しない
- この申出書を出産予定日より前に提出された場合で、実際の出産日が予定日と異なった場合は、再度『産前産後休業取得者変更届』(当届書の「共通記載欄」と「A.変更」欄)に記入)を提出してください。休業期間の基準日である出産年月日がずれることで、開始・終了年月日が変わります。
- 産前産後休業取得申出時に記載した終了予定年月日より早く産休を終了した場合は、『産前産後休業終了届』(当届書の「共通記載欄」と「B.終了」欄)に記入)を提出してください。
- 保険料が免除となるのは、産前産後休業開始日の属する月分から、終了日翌日の属する月の前月分までとなります。

## 記入例 出産予定日より後に出産した場合

## 大同特殊鋼健康保険組合 産前産後休業取得者 申出書 / 変更(終了)届

		常務理事	事務長	統括	担当	
提出者記入欄	事業所番号	101	提出日	令和 8 年 1 月 15 日		
	事業所所在地	〒				健保受付印
	事業所名称	事業所所在地、事業所情報を記入してください。				
	事業主氏名	事業主印を押印してください。ただし電子申請する場合のみ押印は省略できます。				
	電話番号	押印省略				
社会保険労務士記載欄	氏名等	記号番号を必ず記入してください。				

●新規申出の場合は共通記載欄に必要項目を記入してください。

変更・終了の場合は、共通記載欄に産前産後休業取得時に提出いただいた内容を記入のうえ、A.変更・B.終了の必要項目を記入してください。

共通記載欄	① 被保険者番号	12345	② 個人番号 (記入不要)	被保険者の氏名・生年月日を入力してください。		
	③ 被保険者氏名	健保	花子	④ 被保険者生年月日	昭和 平成 令和	6 1 0 7 1 1
	⑤ 出産予定年月日	令和	0 8 0 6 3 0	⑥ 出産種別	⑦ 単胎	多胎 ※出産予定の子の人数が2人(双子)以上の場合に「多胎」を○で囲んでください。
	⑦ 産前産後休業開始年月日	令和	0 8 0 5 2 0	⑧ 産前産後休業終了予定年月日	令和	0 8 0 8 2 5
	⑨ 出生児の氏名	健保	一郎	⑩ 出産年月日	令和	0 8 0 7 1 0
⑪ 備考	変更前の出産予定日、産前産後休業の開始年月日および終了予定年 ※必ず共通記載欄も記入してください。					
A. 変更	⑫ 変更後の出産(予定)年月日	令和	0 8 0 7 1 0	⑬ 変更後の出産種別	⑭ 単胎	多胎 ※出産予定の子の人数が2人(双子)以上の場合に「多胎」を○で囲んでください。
	⑮ 産前産後休業開始年月日	令和	0 8 0 5 2 0	⑯ 産前産後休業終了予定年月日	令和	0 8 0 9 0 4

●予定より早く産前産後休業を終了した場合 ※必ず共通記載欄も記入してください。

B. 終了	⑰ 産前産後休業終了年月日	令和					出生児の氏名、出産日を記入してください。 変更後の出産日・産前産後休業開始年月日および終了予定年月日を記入し、当てはまる出産種別を○で囲んでください。
-------	---------------	----	--	--	--	--	--

- 産前産後休業期間とは、出産日以前42日(多胎妊娠の場合は98日)～出産日後56日の間に、妊娠または出産を理由として労務に従事しない
- この申出書を出産予定日より前に提出された場合で、実際の出産日が予定日と異なった場合は、再度『産前産後休業取得者変更届』(当届書の「共通記載欄」と「A.変更」欄)に記入)を提出してください。休業期間の基準日である出産年月日がずれることで、開始・終了年月日が変わります。
- 産前産後休業取得申出時に記載した終了予定年月日より早く産休を終了した場合は、『産前産後休業終了届』(当届書の「共通記載欄」と「B.終了」欄)に記入)を提出してください。
- 保険料が免除となるのは、産前産後休業開始日の属する月分から、終了日翌日の属する月の前月分までとなります。

記入例 産前産後休業終了予定年月日の前までに産前産後休業を終了した場合

大同特殊鋼健康保険組合 産前産後休業取得者 申出書 / 変更(終了)届

提出者記入欄	事業所番号	101	提出日	令和 8 年 1 月 15 日	常務理事	事務長	統括	担当
	事業所所在地	〒			健保受付印			
	事業所名称	事業所所在地、事業所情報を記入してください。						
	事業主氏名	事業主印を押印してください。ただし電子申請する場合のみ押印は省略できます。			事業所検印			
	電話番号	押印省略						
社会保険労務士記載欄	氏名等	記号番号を必ず記入してください。						

●新規申出の場合は共通記載欄に必要項目を記入してください。

変更・終了の場合は、共通記載欄に産前産後休業取得時に提出いただいた内容を記入のうえ、A.変更・B.終了の必要項目を記入してください。

共通記載欄	① 被保険者番号	12345	② 個人番号 (記入不要)	被保険者の氏名・生年月日を入力してください。												
	③ 被保険者氏名	健保	花子	④ 被保険者生年月日	昭和 平成 令和	6	1	0	7	1	1					
	⑤ 出産予定年月日	令和	0	8	0	6	3	0	⑥ 出産種別	単胎	多胎	※出産予定の子の人数が2人(双子)以上の場合に「多胎」を○で囲んでください。				
	⑦ 産前産後休業開始年月日	令和	0	8	0	5	2	0	⑧ 産前産後休業終了予定年月日	令和	0	8	0	8	2	5
	⑨ 出生児の氏名	健保	一郎	⑩ 出生年月日	令和	0	8	0	7	1	0					
⑪ 備考	変更前の出産予定日、産前産後休業の開始年月日および終了予定年					出生児の氏名、出産日を記入してください。										

以下の⑨～⑩は、この申出書を出産後に提出する場合のみ記入してください。

※必ず共通記載欄も記入してください。

A. 変更	⑫ 変更後の出産(予定)年月日	令和	年	月	日	⑬ 変更後の出産種別	単胎	多胎	※出産予定の子の人数が2人(双子)以上の場合に「多胎」を○で囲んでください。
	⑭ 産前産後休業開始年月日	令和	年	月	日	⑮ 産前産後休業終了予定年月日	令和	年	月

●予定より早く産前産後休業を終了した場合 ※必ず共通記載欄も記入してください。

B. 終了	⑯ 産前産後休業終了年月日	令和	0	8	0	7	3	1	当該産前産後休業終了年月日を必ず記入してください。
-------	---------------	----	---	---	---	---	---	---	---------------------------

- 産前産後休業期間とは、出産日以前42日(多胎妊娠の場合は98日)～出産日後56日の間に、妊娠または出産を理由として労務に従事しない
- この申出書を出産予定日より前に提出された場合で、実際の出産日が予定日と異なった場合は、再度『産前産後休業取得者変更届』(当届書の「共通記載欄」と「A.変更」欄)に記入)を提出してください。休業期間の基準日である出産年月日がずれることで、開始・終了年月日が変わります。
- 産前産後休業取得申出時に記載した終了予定年月日より早く産休を終了した場合は、『産前産後休業終了届』(当届書の「共通記載欄」と「B.終了」欄)に記入)を提出してください。
- 保険料が免除となるのは、産前産後休業開始日の属する月分から、終了日翌日の属する月の前月分までとなります。